

神崎市空き家改修費助成事業補助金



1 空き家改修費助成事業とは

神崎市内の空き家を有効活用することにより、神崎市への定住を促進し、地域の活性化を図るため、神崎市空き家・空き地情報登録制度（空き家・空き地バンク制度）を活用して、空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した方が行う空き家の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



2 補助対象者

- ① 空き家・空き地バンク制度に賃貸を目的とした空き家を登録し、入居者又は入居予定者が決定している方
- ② 空き家・空き地バンク制度に登録された空き家を購入又は賃借した方
- ③ 市税を滞納されていない方
- ④ 暴力団員でない方
- ⑤ 空き家に係る売買又は賃貸借が3等親内の親族でない方
- ⑥ 改修した空き家に5年以上住んでいた方

3 補助の額



- ① 空き家の改修 経費の1/2(限度額 50万円)
- ② 空き家を利用するための不要物の撤去 経費の1/2(限度額10万円)

4 その他

- ① 空き家の改修及び不要物撤去に係る施工業者は神埼市内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限ります。
- ② 詳細な手続きについては、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱に基づきます。



お問い合わせ先
神埼市役所 企画室 企画係

〒842-8601

佐賀県神埼市神埼町神埼 410 番地

TEL 0952-37-0102 FAX 0952-52-1120

e-mail soumu-02@city.kanzaki.lg.jp